

新型放射線治療装置「トモセラピー ラディザクト」の治療が始まりました

問中央病院 ☎ 5121

このたび、最新鋭の放射線治療装置「トモセラピー ラディザクト」への入れ替え工事が完了し、8月から治療を開始しました。この装置は北東北3県では唯一、当院にのみ設置されており、市外へ足を運ぶことなく地元で高精度な放射線治療を受けることができることから、患者さんやご家族の負担の軽減につながります。

装置の特色として、「肺がん」の治療への性能が大幅に向上しました。肺は呼吸の影響を受け絶えず動いており、不鮮明な画像になりがちですが、この装置に搭載された「クリアRT」(※1)技術により、病巣が明瞭になり、次世代の治療と呼ばれる「即時適応放射線治療」(※2)と「追尾治療」(※3)が可能になりました。

当院では、コロナ禍にあっても、患者さんをしっかりとサポートするとともに、この装置での治療を開始することで、より体に負担の少ない、副作用の少ない安全な治療に努めていきたいと考えています。



トモセラピー ラディザクト装置



動体追尾 シンクロニーカメラ

(※1) これまで観察できなかった1センチ未満の組織が鮮明に見えるCT技術。治療効果の向上が期待されます。

(※2) 病巣の形状変化や動きの予測ができない症例が治療可能になります。

(※3) 呼吸の動きに合わせて病巣を追尾しながら狙い撃ちする技術。

中央病院と三沢市立三沢病院は、令和3年3月、県から地域医療連携推進法人の認定を受けました。これからも共に力を合わせ、地域の医療の確保を図っていきます。

あなたの街の

法律相談

～第57回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「民法改正(約款)」についてです。

問まちづくり支援課 ☎ 6777

Q 昨年に施行された改正民法では約款に関する規定が設けられたと聞きました。そもそも約款とはどのようなものですか。

A 約款とは、携帯電話や水道、ガス、電気など、企業が不特定多数の消費者と同じ内容の取引を行う場合に示される契約条件のことです。契約ごとに個別の契約書を作成することが煩雑であるため、大量の同種取引を効率的に行うため

に定型的な内容のものが作成されています。

Q なぜ新たに規定が設けられることになったのですか。

A 以前の民法は戦前に制定されたものであり、現在の社会経済にそぐわない部分が出ていました。約款についても、既に社会の中に存在し多用されているものの、民法上には明確な規定が存在していませんでした。インターネット取引の普及などによるトラブルの増加などを背景に、約款に関する規定を設ける必要性が高まったと考えられます。

Q 約款に関する新たな規定はどのような内容ですか。

A 改正後民法では定型約款について定めています。定型約款にあると認められる場合には、契約の内容一つひとつについて当事者間で詳しく確認していなかったとしても、

定型約款を契約内容とすることにより合意があれば、契約の条項一つひとつについて合意したものとみなされます。つまり、原則として、「そんな条項は知らなかった」とは言えないことになります。

Q どのようなものが定型約款にあたるのですか。また、内容が一方的すぎるなど顧客に不利な場合でも有効なのでしょうか。

A インターネットの利用規約や電車やバスなどの旅客運送約款、電気供給約款、保険契約約款などが定型約款に該当するのではないかとされています。もし内容が信義則に反し顧客の利益を一方的に害するようなものである場合には、その条項について合意ありとみなされることはありません。

(文責 弁護士 花生 耕子)

いずみ法律事務所

☎ 6558